

## 作業別安全就業基準「除草」

公益社団法人所沢市シルバー人材センター 令和7年7月1日施行

作業一般	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 安全第一に考え、安全就業に心掛けること。</li> <li>2 常に健康の維持管理に努めること。</li> <li>3 服装・履物は、作業環境に適したものを着用すること。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 作業服は、長袖、長ズボンを着用し、虫の入らぬよう袖口のしまったものを選ぶこと。</li> <li>(2) 作業靴は、底の厚いもので、滑りにくいものを使用すること。</li> <li>(3) 作業帽は必ず着用すること。</li> <li>(4) 手袋(軍手等)を必ず着用すること。</li> </ol> </li> <li>4 軽い柔軟体操をして、体をほぐしてから作業に従事すること。</li> <li>5 作業現場に着いたら、周囲の状況を確認すること。</li> <li>6 作業着手前に、除草方法について発注者の確認を得ること</li> <li>7 作業環境は、常に整理整頓に心掛けること。</li> <li>8 斜面での作業は、滑りやすいので、十分注意すること。急斜面での作業は控えること。</li> <li>9 重量物の運搬は、慎重に行うこと。</li> <li>10 道具類の使用は、正しい使用方法によること。</li> <li>11 共同作業では、合図・連絡を正確に行うこと。</li> <li>12 長時間の作業は避けること。</li> <li>13 雨天時の作業は避けること。</li> <li>14 仕事場への行き帰りは、交通事故に気をつけること。</li> </ol>
炎天下での作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 日よけ帽を必ず着用すること。</li> <li>2 熱中症に十分注意し、警戒アラートが発表された日の作業は控えること。</li> <li>3 休息を適宜取り、水分・塩分をこまめに補給すること。</li> </ol>
手作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 作業現場の状況確認を十分に行うこと。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) ガラスの破片、釘等に注意すること。</li> <li>(2) 蜂や害虫等に注意すること。</li> <li>(3) 作業場所によっては、保護メガネを着用すること。</li> </ol> </li> <li>2 鎌を使つての作業では、安全第一を心掛けること。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 腰を落とし、正しい姿勢で使用すること。</li> <li>(2) 共同で作業を行う場合は、作業空間を十分とり、刃先に注意すること。</li> <li>(3) 使用休止中の鎌は、立て掛けたり刃先を上向きにしたりせず、邪魔にならない所であつ目立つ所に刃を下向きにして置くこと。</li> </ol> </li> </ol>
刈払機作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 刈払機を使用して作業する者はセンターが行う刈払機取扱講習、安全就業のための体力測定を受けていること。</li> <li>2 刈払機は使用前に必ず点検すること。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) ネジのゆるみはないか。</li> <li>(2) 作業に合った刃が付いているか。</li> <li>(3) 刃先にひび割れ、めくれ、まがり等の異常がないか。</li> <li>(4) 安全ガードは必ず取り付けられているか。</li> </ol> </li> <li>2 保護メガネ、ヘルメット、防振手袋を着用すること。</li> <li>3 作業を指揮する者は、作業者の作業能力、健康状態、取扱工具等に応じて、作業方法について指示すること。</li> <li>4 作業現場の状況確認を十分に行うこと。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 作業前に周囲の障害物を周知・除去しておくこと。特に、小石には十分注意すること。</li> </ol> </li> </ol>

	<p>(2) 電気配線（ケーブル等）の有無を確認すること。</p> <p>5 道路や住宅が隣接している場所では、小石等の飛石防止用パネルやネットを適正に使用すること（ペア作業の徹底）。</p> <p>6 作業中は半径 15m以内に人を近づけないこと（カラーコーンの使用等）。</p> <p>7 作業現場とその付近に駐停車している車両については、事前に移動の依頼をし、作業当日に車両がある際には作業の延期等の対応とすること。</p> <p>8 常に刈払機の状態に注意し、異常を感知した場合には、直ちに使用を停止し、点検整備を行うこと。</p> <p>9 作業中の合図は、ホイッスルを使用すること。</p> <p>10 雨天時は作業を中止すること。</p> <p>11 燃料を使用するので火気には十分注意すること。燃料の補給は、機械を停止して行うこと。</p> <p>12 運搬及び格納時には回転刃には保護カバーをつけること。</p>
運搬作業	<p>1 運搬は、限界を見極め、正しい、無理のない姿勢で行い、特に腰部を痛めないよう慎重に行うこと。</p> <p>2 運搬経路の障害物は、あらかじめ取り除き、足元の安全を確認すること。</p> <p>3 トラックでの道具等の積み降ろしは、荷くずれがおきないように、注意して行うこと。また、荷台の作業では、安全帽を着用すること。</p>
附則	この基準の改廃は、理事長が行うものとする。